

松戸シルバーテニス連盟規約

- 第一条 本連盟は、「松戸シルバーテニス連盟」と称する。
- 第二条 本連盟は、テニスを通じ高齢者の健康増進を図り、会員相互の親睦を深めることを目的とする。
- 第三条 本連盟は、松戸市に設立された男性六〇才以上、女性五十五才以上の高齢者テニス団体をもって構成する。
- 第四条 本連盟に次の役員をおき、その役員構成によって役員会をおく。
- | | |
|------|-----|
| 会長 | 一名 |
| 理事長 | 一名 |
| 副理事長 | 一名 |
| 理事 | 若干名 |
| 会計監事 | 一名 |
- 第五条 会長は、理事の互選により選任し、任期は特に定めない。
- 第六条 理事長、副理事長および会計監事は次により選任する。
1. 各加盟団体から選任された理事のうち、別に定める輪番制により選任する。
 2. 任期は一期2年とし、最大二期までとする。
- 第七条 理事は、各加盟団体から2名を選任する。任期は1年とし、留任を妨げない。
- 第八条 本連盟の運営方針および運営計画等基本的事項は役員会において決定する。
- 第九条 役員会は、開催試合前後および年度末のほか、会長または理事長が必要と認めるとき開催する。
- 第十条 本連盟はその目的達成のため、次の行事を行なう。
1. テニスコートの確保
 2. 本連盟会員の懇親テニス大会の開催
 3. シルバーテニス大会の開催
(年一回、五月にレベル別大会として開催、会員参加)
 4. ゴールデンテニス大会の開催
(年一回、九月に年齢別大会として開催、会員参加)
 5. テニス普及のため諸活動の開催
- (付則)
- 第十一条 本規約の改正は役員会の議決による。
- 第十二条 本規約は平成十一年七月一日より実施する。
- 本規約は平成十九年七月一日改定
- 本規約は平成二十年七月一日改定
- 本規約は平成二十六年四月一日改定
- 本規約は平成二十六年六月二十五日改定
- 本規約は平成三十年十一月二十一日改定
- 本規約は令和四年十一月十六日改定

(その他)

一 事務局を IHSM テニスアリーナ松戸（松戸市南花島 3-38-11 電話番号 (047-366-3600)）におき事務局長として松戸市上矢切 1024 藤井滋をおく。
また 副事務局長として柴田るみ子をおく。

二 理事長、副理事長、会計監事の輪番順は下記の通りとする。

フレッシュ→牧の原ファミリー→グローリー

この場合、理事長選出の加盟団体の次順位の加盟団体から、副理事長を選出する。また会計監事は、副理事長選出の加盟団体の次順位の加盟団体から選出する。